

立川市立立川第二中学校 いじめ防止対策 基本方針

令和6年4月
生活指導部

1 いじめ問題とそれに対する基本方針

いじめを受けた生徒には甚大な心的負担がかかり、子どもに寄り添う保護者のそれも同様である。また、教室に入れない、登校できない状況に至ることも少なくなく、学習面への影響も大きい。一方、いじめをしている生徒の心の成長には未熟な面があると考えられ、いじめを見聞きした生徒の心情は、個人差は大きいがどの生徒にとってもそのまま心の成長につながるものではない。

いじめは、生徒の心身の健全な成長に重大な影響を及ぼす、人として決して許されないものである。以下を基本的な方針として、全教職員が「いじめはどの生徒にも起こり得る」という認識と危機感をもち、生徒一人一人の小さな変化を見逃さず、保護者・地域・立川市教育委員会等とも連携を図りながら、組織的に迅速に対応する。

- (1) いじめは重大な人権侵害・犯罪行為であり、周囲の生徒も含め心の成長に影響を及ぼすものとの共通理解のもと、「いじめの未然防止に努める学校」づくりを推進する。
- (2) いじめの早期発見に努め、いじめが発生した場合にはいじめを受けている生徒とその保護者の立場を最優先に考え、組織的に迅速に解決する。また、その後の指導にも全力で取り組む。
- (3) いじめをしている生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導、そして、心を成長させる支援を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくりと地域や関係諸機関との連携・協力を努める。
- (4) いじめを誘発・助長することが絶対にならないよう、全教職員が言語感覚を磨きながら丁寧な言葉遣いを心がける

2 いじめ対策委員

【校長・副校長・教務主任・進路指導主任・生活指導主任・各学年主任・保健主任・SC】

3 主な取組

(1) いじめの未然防止

— 学校経営方針の“自己指導能力の育成”，“自治活動の推進”の一環として —

- 【1】教育活動全体を通じて人権教育を充実させ、自他ともに大切にし、互いの人格を尊重する態度を養い、望ましい人間関係を築く力を育む。
- 【2】教育活動全体を通じて道徳教育を充実させ、思いやりの心を育み、規範意識を高め、いじめは決して許されないものであることを認識させる。
- 【3】生徒会活動・学級活動を充実させ、よりよい生活や人間関係づくりに主体的に取り組む態度を養い、自浄作用のある集団づくりを推進する。
- 【4】学校での日常の活動や学校行事などの取り組みを通して、生徒一人一人が自己有用感を持ち、自己肯定感を高められるようにし、他者の気持ちを共感的に理解できる心、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育む。

(2) いじめの未然防止・早期発見（いじめの「見える化」）・早期対応

- 【1】「経営部会」・「運営委員会」・「校内委員会（特別支援教育・教育相談）」・「生活指導部会」・「学年会」・職員間の情報交換等で、定期的、日常的に生徒の情報を共有し、組織的に見立てを行い、具体策を練り実践する。

- 【2】できる限り生徒のそばにいて見守り声をかけ、生徒一人一人の小さな変化に敏感になって見逃さない姿勢で生徒理解に努める。
- 【3】「ふれあい月間（各学期に1回）」の中で「いじめに関するアンケート」・「暴力・暴言に関するアンケート」を実施し、いじめの確実な発見に努める。
- 【4】担任や学年担当者が生徒との二者面談を適宜実施し、保護者へのきめ細かな連絡などを通して情報を共有するとともに信頼関係づくりに努める。
- 【5】スクールカウンセラーによる第1学年生徒全員の面接を実施（1学期中）し、生徒理解の一助とするとともに、生徒が躊躇することなく相談できる環境をつくり教育相談活動を充実させる。
- 【6】いじめ未然防止等に関する教員の資質向上のため、研修を実施する。
- 【7】周囲の生徒がいじめの兆候やいじめに気付いたときに適切な行動ができるように指導するとともに、それができる学校の雰囲気づくり、生徒との信頼関係づくりに努める。
- 【8】いじめ問題に関する指導の記録を保存し、生徒の進級時に適切に引き継ぐ。

(3) 携帯電話やインターネットを利用したいじめ（ネットいじめ）への対策

- 【1】自他を守り、安全にインターネットを使用するための情報モラル指導を徹底するとともに、「SNS学校ルール」についての理解も含め、保護者への啓発と協力を依頼する。特に、誤ったSNSの活用や悪意ある活用等によるいじめを防ぐため、セーフティ教室や学級指導などで情報モラルを身に付けさせる教育を充実させるとともに、生徒自身が「SNS学校ルール」について考える機会を通してその浸透を図る。
- 【2】ネット上の人権侵害（誹謗中傷・写真を含む個人情報の流出）に関する関係諸機関の相談窓口等について周知する。

4 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめを受けた生徒といじめを知らせてきた生徒の安全と落ち着いて教育を受けられる環境（別室登校等）を確保し、いじめを受けた生徒を継続的に支援するとともに保護者との連携を図る。
- (2) いじめをした生徒にいじめを受けた生徒の気持ちを考えさせ（伝え）、直ちにいじめをやめさせる。教育的配慮の下、毅然とした態度で行為の善悪を理解させ、反省・謝罪・約束させる。いじめをした生徒を継続的に指導・支援するとともに保護者に連絡し連携を図る。
- (3) 犯罪行為として取り扱われるべきと判断されるいじめに対しては、立川市教育委員会・警察署等と連携して対応する。
- (4) いじめが解消した後も、継続的な見守り・声かけ・面談をし、生徒理解に努め、適切に指導・支援することで再発を防止する。

5 重大事案への対応

- (1) 運営委員会に担任を加えた「いじめ対策委員会」で、解決に向けて具体策を練り徹底した対応を図る。
- (2) 立川市教育委員会と連携し、協議の上、立川市教育委員会・警察署・少年センター・児童相談所・子ども家庭支援センター等の関係諸機関及び守秘義務をもった識者からなる、当該事案のための「学校サポートチーム」を設置し、解決に向けて具体策を練り徹底した対応を図る。
- (3) (1) または (2) の組織を中心として事実関係を調査し、いじめを受けた生徒とその保護者に調査結果等の必要な情報を適切に提供する。